

## 広島県告示第九百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町上石字大草四一六（国有林）、三九〇の一から三九〇の三まで、三九一から三九三まで、三九五から三九七まで、三九九、四〇〇、四〇二から四〇七まで、四〇九、四一二、四一三の一、四一三の二、四一四、四一五、四一八から四二〇まで、四二一の一から四二一の三まで、四二二の一から四二二の三まで、四二三の一から四二三の三まで、四二四の一、四二四の二、四二六から四二八まで、四三三、四三四の一から四三四の三まで、四三七の一から四三七の三まで、四三八の一、四三八の二、四三九から四四一まで、四四二の一、四四二の三から四四二の三六まで、四四三から四四五まで、四四八の一から四四八の四まで、四四九から四五一まで、四五二の一、四五二の二、四五四の一から四五四の三まで、四五五の一から四五五の三まで、四五六の一から四五六の三まで、字鱸ヶ谷四七七の一から四五七の三まで、四五八から四六八まで、四七一の一から四七一の三まで、四七二から四七七まで、四七九から五〇八まで、五〇九の一から五〇九の八まで、字空山五一〇、五一二、五一四、五一五、五一七、五一九から五二六まで、五二八から五三〇まで、五三二、五三四から五三六まで、五三八、五三九、五四〇の一から五四〇の三〇まで、五四〇の四〇から五四〇の四四まで、五四〇の五〇、五四一、五四六、五五一、苧屋形字水越六〇の一・六〇の六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇の二から六〇の六まで、六〇の八から六〇の二〇まで、六〇の二二から六〇の二五まで、六〇の三一から六〇の三四まで、六〇の三六から六〇の四二まで、六〇の四六から六〇の四九まで、六〇の六〇、六〇の六一、六〇の六七、六〇の六八、六〇の七〇、六〇の七一、六〇の七三から六〇の七九まで、六〇の八二から六〇の九七、六〇の九九から六〇の一〇三まで、六〇の一〇五から六〇の一七七まで、六〇の一一九から六〇の一三五まで、六〇の一三八から六〇の一五四まで、六〇の一五六から六〇の一五八まで、六〇の一六〇から六〇の一六八まで、六〇の一七〇から六〇の一七四まで、九九の一、九九の一九から九九の二四まで、九九の二七、九九の二九から九九の三五まで、九九の三九、九九の四〇、九九の六六、九九の七八、九九の七九、戸谷字鍛原三三五六の二から三三五六の二〇まで、三三五六の二二から三三五六の三一まで、三三五六の三三から三三五六の三五まで、三三五六の三八、三三五七、三三五八の一、三三五八の二、三三五九から三三六五まで、三三六八の一、三三六八の二、三三六九、三三七六の一、三三七六の二、三三七七、三三八〇から三三八八まで、三三九一から三三九五まで、三三九七から三四一一まで、三四一二の二から三四一二の七まで、三四一三の二から三四一三の七まで、三四一三の九（次の図に示す部分に限

る。)、三四一四の二から三四一四の五まで、三四一五の二から三四一五の六まで、三四一五の九、岩戸字原釜一四七五から一五〇二まで、一五〇三の二、一五〇三の二、一五〇四から一五一七まで、字下向一五一八から一五四三まで、一五四四の二、一五四四の二、一五四五の二、一五四五の二、一五四六の二、一五四六の二、一五四七から一五五八まで、一五五九の二、一五五九の二、一五六〇から一五七三まで、一五七四の二、一五七四の二、一五七五の二、一五七五の二、一五七六から一五七九まで、一五八〇の二、一五八〇の二、一五八一、一五八二の二、一五八二の二、一五八三から一五八八まで、一五八九の二、一五八九の二、一五九〇の二、一五九〇の二、一五九一、一五九二、一五九三の二、一五九三の二、一五九四、一五九五の二、一五九五の二、一五九六、一五九七の二、一五九七の二、一五九八から一六〇九まで、一六一〇の二、一六一〇の二、一六一一から一六一四まで、一六一五の二、一六一五の二、一六一六から一六一八まで、字時雨一六一九から一六三三まで、一六三四の二、一六三四の二、一六三五から一六四〇、一六四一の二、一六四一の二、一六四二から一六四四まで、一六四五の二、一六四五の二、一六四六の二、一六四六の二、一六四七から一六五三まで、一六五四の二、一六五四の二、一六五五の二、一六五五の二、一六五六から一六六五まで、一六六六の二から一六六六の三まで、一六六七から一六七二まで、一六七二の二、一六七二の二、一六七三の二、一六七三の二、一六七四から一六八六まで、字北野一六八七、一六八八、一六八九の二、一六八九の二、一六九〇の二、一六九〇の二、一六九一の二、一六九一の二、一六九二の二から一六九二の四まで、一六九三から一六九六まで、一六九七の二から一六九七の三まで、一六九八から一七〇〇まで、一七〇一の二、一七〇一の二、一七〇二、一七〇三の二、一七〇三の二、一七〇四の二、一七〇四の二、一七〇五の二、一七〇五の二、一七〇六の二、一七〇六の二、一七〇七から一七一〇まで、一七一一の二、一七一一の二、一七一二の二から一七一三の三まで、一七一三の二から一七一三の三まで、一七一四、一七一五、一七一六の二、一七一七の二、一七七六の二、一七六八の二、一七六九、一七七〇、一七七一の二、一七七一の二、一七七二の二、一七七二の二、一七七三から一七七六まで、一七七七の二、一七七七の二、一七七七の二、一七七七の二、一七八三から一七八九まで、一七九〇の二、一七九三から一八〇〇まで、一八〇一の二、一八〇一の二、一八〇二の二、一八〇三、字日光山一八二三、一八二四の二(次の図に示す部分に限る。)、一八二四の三、一八二五から一八二七まで、一八二八の二から一八二八の三まで、一八二九、一八三〇の二から一八三〇の五まで、一八三一の二、一八三一の二、一八三二の二から一八三二の三まで、一八三三の二、一八三三の二、一八三四の二、一八三四の二、一八三五から一八四七まで、一八四八の二、一八四八の二、一八四九、一八五〇、一八五一の二から一八五一の四まで、一八五二、一八五三、一八五四の二、一八五四の二、一八五五から一八七二まで、一八七三の二、一八七三の二、一八七四、一八七五の二、一八七五の二、一八七六、一八七七の二から一八七七の五まで、一八七八、一八七九、一八八〇の二から一八八〇の九まで、大朝字唐代

山五三五三の七九・五三五三の八〇・五三五三の一一一から五三五三の一二三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五三五三の二から五三五三の七八まで、五三五三の八一から五三五三の一二〇まで、五三五三の一二四から五三五三の三一七まで、志路原字船埜七七の一、七七の一・一三から七七の一・一五まで、安芸高田市美土里町桑田字大番谷九九〇から九九七まで、九九八の一から九九八の四まで、九九九から一〇一六まで、一〇一七の一から一〇一七の三まで、一〇一八、一〇一九、一〇二〇の一から一〇二〇の三まで、一〇二二の一から一〇二二の三まで、一〇二二の一から一〇二二の三まで、一〇二二の三から一〇二四、一〇二五の一、一〇二五の二、一〇二六から一〇三二まで、一〇三二の一から一〇三二の六まで、一〇三三の一、一〇三三の二、一〇三四、一〇三五、一〇三六の一、一〇三六の二、一〇三七、一〇三八（次の図に示す部分に限る。）、字大津助一〇三九・一〇四〇・一〇五四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四一から一〇五二まで、一〇五三の一、一〇五三の二、一〇五五、一〇五六の一、一〇五六の二、一〇五七、一〇五八の一から一〇五八の三まで、一〇五九から一〇六七まで、字大釜一〇六・一〇九の二・一一一・一一三・一一四・一一三六・一一三七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇二、一一〇三、一一〇四の一から一一〇四の三まで、一一〇五、一一〇七の一、一一〇七の二、一一〇八の一、一一〇八の二、一一〇九の一、一一一〇、一一一二から一一一六まで、一一一七の一、一一一七の二、一一一八、一一一九、一一二〇の一から一一二〇の三まで、一一二二、一一二二の二、一一二三の二、一一二三の三、一一二四から一一二六まで、一一二七の一、一一二七の二、一一二八、一一二九、一一三〇の一、一一三〇の二、一一三一から一一三三まで

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 変更後の指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室並びに安芸高田市役所及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。〕